

## 申告納付及び更正決定について

### <申告納付>

申告納付区分	申告納付額	留意事項
確定	各事業年度に係る付加価値割、資本割及び所得割の合算額	
中間	① 予定申告 (注) $\frac{\text{前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$	* 外形課税法人は、法人税の中間申告義務の有無にかかわらず、事業年度が6月を超える場合には、左記①、②いずれかの方法により申告を行う必要があります。
	② 中間申告 当該事業年度開始の日から6月の期間を一事業年度とみなして、当該期間の付加価値額、資本金等の額及び所得を計算した場合、当該金額に係る付加価値割、資本割及び所得割の合算額 * 連結申告法人についてはこの方法による中間申告はできません	* 外形標準課税法人に該当するかの判定は、当該事業年度開始の日から6月の期間の末日の現況によります。
清算中の申告 (残余財産が確定した時の申告を除く)	清算中の事業年度に係る付加価値割及び所得割の合算額 * 資本割の申告納付の必要はありません。	* 平成22年9月30日以前に解散した法人の申告については、付加価値割及び所得割の合算額となります。(清算予納申告)
残余財産が確定した時の申告	所得割の額 * 付加価値割及び資本割の申告納付の必要はありません。	* 平成22年9月30日以前に解散した法人の残余財産が確定した時の申告については、清算所得による所得割の額となります。(清算確定申告)

(注) 平成20年10月1日以後開始する事業年度については、法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要です。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

### <更正決定>

	更正及び決定の仕組み	区分 (根拠)
付加価値割	都道府県知事の調査に基づいて行います。	自主決定 (法72条の41の2)
資本割		
所得割	法人税の調査に基づいて行います。	国税準拠 (法72条の39)